

J R 東海労申第 2 5 号
2 0 1 7 年 1 2 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

組合員の提訴に関する申し入れ

11 月 28 日、東京第二運輸所に所属する西村隆行さん、東京第一運輸所に所属する木下和樹さんが東京地方裁判所に、大阪第二運輸所に所属する大谷川公明さんが大阪地方裁判所に、年休権失効と年休時季指定に対する時季変更権濫用に関する損害賠償請求訴訟を提起した。この 3 名は J R 東海労の組合員である。

J R 東海労は、会社を被告とした組合員の裁判提起に関して、以下の通り通告を申し入れる。

記

1. 会社を被告として裁判を提起した当該組合員ないし全 J R 東海労組合員に対して、管理者等による監視添乗等の一切の不利益扱い、不当労働行為を行わないこと。
2. J R 東海労組合員に対する不利益扱い、不当労働行為が発覚した場合、それは裁判提起に対する会社からの報復とみなし、直ちに、J R 東海労は法的手段を含めて重大な決意を持って対処することを通告する。

以 上